

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東洋水産株式会社			コード	2875
提出日	2025/6/4	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に、社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	谷地 弘安	社外取締役	○													○		有
2	矢澤 健一	社外取締役	○													○		有
3	千野 勇	社外取締役	○										△					有
4	小林 哲也	社外取締役	○													○		有
5	樋口 哲朗	社外監査役	○													○		有
6	遠藤 輝好	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	谷地弘安氏は、現在横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授を務め、経営学、マーケティングの分野を取り巻く環境についての深い知見を有しており、また、業務執行から独立した視点から、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性への更なる向上への貢献等を期待し、選任をお願いするものであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性要件に加えて、当社の「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。
2	該当事項なし	矢澤健一氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性への更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性要件に加えて、当社の「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。
3	千野勇氏は、当社と取引関係にある長野県A・コープの代表取締役社長を2014年11月から2019年3月まで務めておりました。その年間取引額が同社及び当社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であります。	千野勇氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性への更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性要件に加えて、当社の「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。
4	該当事項なし	小林哲也氏は、現在小林総合法律事務所所長を務め、弁護士としての専門的知識を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性への更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性要件に加えて、当社の「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。
5	該当事項なし	樋口哲朗氏は、長年にわたり公認会計士として専門的知識を培われており、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しております。会計の専門家として、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たすことを期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役候補者となりました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性要件に加えて、当社の「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。
6	該当事項なし	遠藤輝好氏は、長年にわたり弁護士として専門的知識を培われており、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しております。法律の専門家として、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たすことを期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役候補者となりました。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性要件に加えて、当社の「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～jのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。